メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）

愛称:育ち盛り（年1決算） 追加型投信/海外/債券

月次レポート **基準日：2026年7月31日**

基準価額の推移

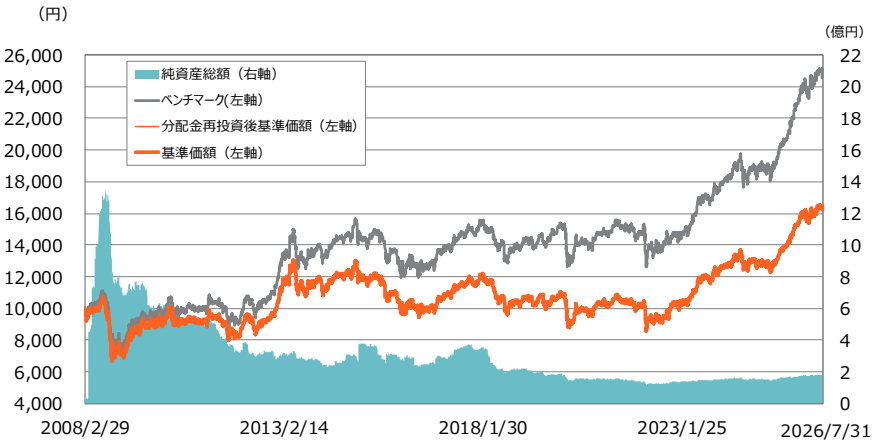

※基準価額は1万口あたりとなっています。※基準価額は信託報酬控除後のものです。※分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークであるJPモルガンGBI-EM Diversified 指数（円ベース）は、設定日を10,000として指数化しております。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

ファンド概要

- 設定日：2008年2月29日
- 信託期間：無期限
- 決算日：毎年5月17日（休業日の場合は翌営業日）

基準価額および純資産総額

基準価額	16,222円
(前月末比)	-213円
純資産総額	1.8億円

基準価額の変動要因

基準価額変化の要因分析	
債券要因	-109円
為替要因	-67円
分配金	–
信託報酬等	-37円
合計	-213円

ファンド騰落率

騰落率(%)	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-1.30%	+1.06%	+2.45%	+18.18%	+35.58%	+54.03%	+62.22%
ベンチマーク	-2.11%	+2.84%	+3.27%	+19.70%	+43.59%	+61.55%	+145.67%

※ファンドの騰落率は、基準価額に課税前分配金を再投資したものとして計算しています。設定来については、設定時の基準価額10,000円を基準にして計算しています。

分配金実績（1万口当たり、課税前）

第15期 2022年5月	第16期 2023年5月	第17期 2024年5月	第18期 2025年5月	第19期 2026年5月	設定来 累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

ポートフォリオ特性値（マザーファンド）

	ポートフォリオ
銘柄数	44
平均直接利回り	7.88%
平均最終利回り	8.76%
平均デュレーション	5.17年
平均残存年数	7.59年
平均格付け	BBB+
債券組入比率	99.8%

※ポートフォリオの銘柄数、平均直接利回り、平均最終利回り、平均デュレーション、平均残存年数、平均格付け、債券組入比率は、再委託先であるインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのデータを基にBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が算出しております。格付けはS&P、Moody'sのうち、いずれか高い格付を採用し、S&P表記法で記載しています。

 ※当資料最終頁に記載されているご留意事項等を必ずご覧下さい。

BNY | INVESTMENTS

メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）

愛称:育ち盛り（年1決算） 追加型投信/海外/債券

月次レポート **基準日：2026年7月31日**

国別構成比率（マザーファンド）

国名	比率
南アフリカ	12.9%
ポーランド	10.8%
メキシコ	10.3%
ブラジル	9.5%
ルーマニア	9.1%
チェコ	8.0%
マレーシア	7.5%
コロンビア	6.5%
ペルー	5.8%
中国	5.1%
その他	14.3%
キャッシュ等	0.2%

通貨別構成比率（マザーファンド）

通貨	比率
ルーマニア・レウ	12.0%
ブラジル・レアル	10.4%
メキシコ・ペソ	10.2%
中国元	10.2%
チェコ・コルナ	10.1%
ポーランド・ズロチ	10.0%
マレーシア・リンギット	10.0%
南アフリカ・ランド	9.9%
ハンガリー・フォリント	8.1%
ペルー・ソル	6.5%
その他	2.6%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。※マザーファンドが投資する新興国ソブリン債には、発行国の通貨建てではないものが組入れられる場合もあります。ファンドの運用では、債券自体の利回りが高いものの、現地通貨の見通しが魅力的でないものについては、現地通貨建てではなく、他の通貨（主に米ドル）の新興国ソブリン債へ投資をします。

※マザーファンドでは、対米ドル等で新興国通貨の取引をする場合などがあります。例えば、新興国通貨を買建てとする一方で米ドル等を売建てとするのは、新興国債券の中には規制のために債券へは投資ができないものの、通貨には投資が可能な場合があるためです。こういった場合は、債券の資産残高よりも 通貨の残高が大きくなります。

組入上位10銘柄（マザーファンド）

順位	銘柄名	国名	通貨	クーポン	償還日	比率
1	ポーランド国債	ポーランド	ポーランド・ズロチ	1.750%	2032/4/25	6.0%
2	南アフリカ国債	南アフリカ	南アフリカ・ランド	7.000%	2031/2/28	5.1%
3	中国国債	中国	中国元	3.290%	2029/5/23	5.1%
4	ポーランド国債	ポーランド	ポーランド・ズロチ	7.500%	2028/7/25	4.8%
5	ハンガリー国債	ハンガリー	ハンガリー・フォリント	3.000%	2038/10/27	4.1%
6	ペルー国債	ペルー	ペルー・ソル	6.900%	2037/8/12	3.8%
7	マレーシア国債	マレーシア	マレーシア・リンギット	4.893%	2038/6/8	3.5%
8	エンプレサス・パブリカス・デ・メデリン	コロンビア	コロンビア・ペソ	8.375%	2027/11/8	3.5%
9	メキシコ国債	メキシコ	メキシコ・ペソ	8.500%	2038/11/18	3.4%
10	ブラジル国債	ブラジル	ブラジル・レアル	10.000%	2035/1/1	3.4%

※比率は、マザーファンドの債券運用部分の時価合計に対する比率です。

BNY | INVESTMENTS

メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）

愛称:育ち盛り（年1決算） 追加型投信/海外/債券

月次レポート **基準日：2026年7月31日**

新興国通貨（マザーファンドの組入上位5通貨）と米ドルの推移（対円、設定来）

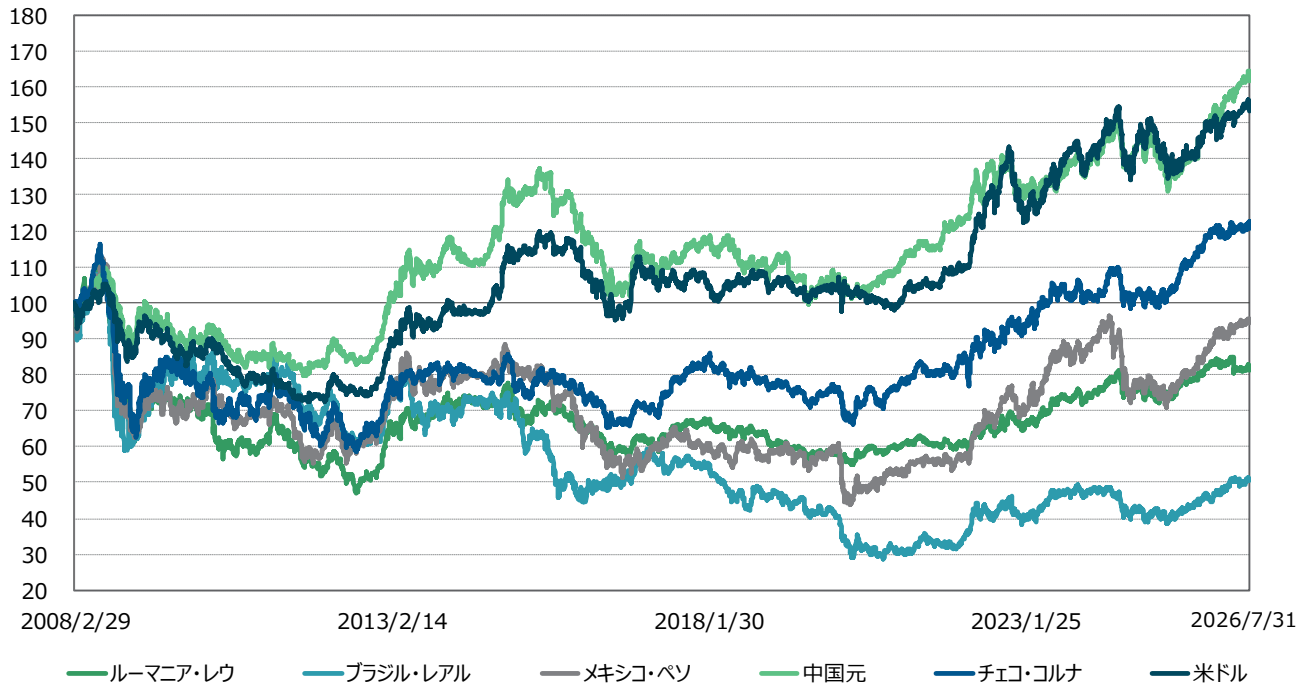

※ファンドの設定日2008年2月29日を100として指数化。

出所：BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

新興国債券市場の推移 – グローバル債券市場との比較

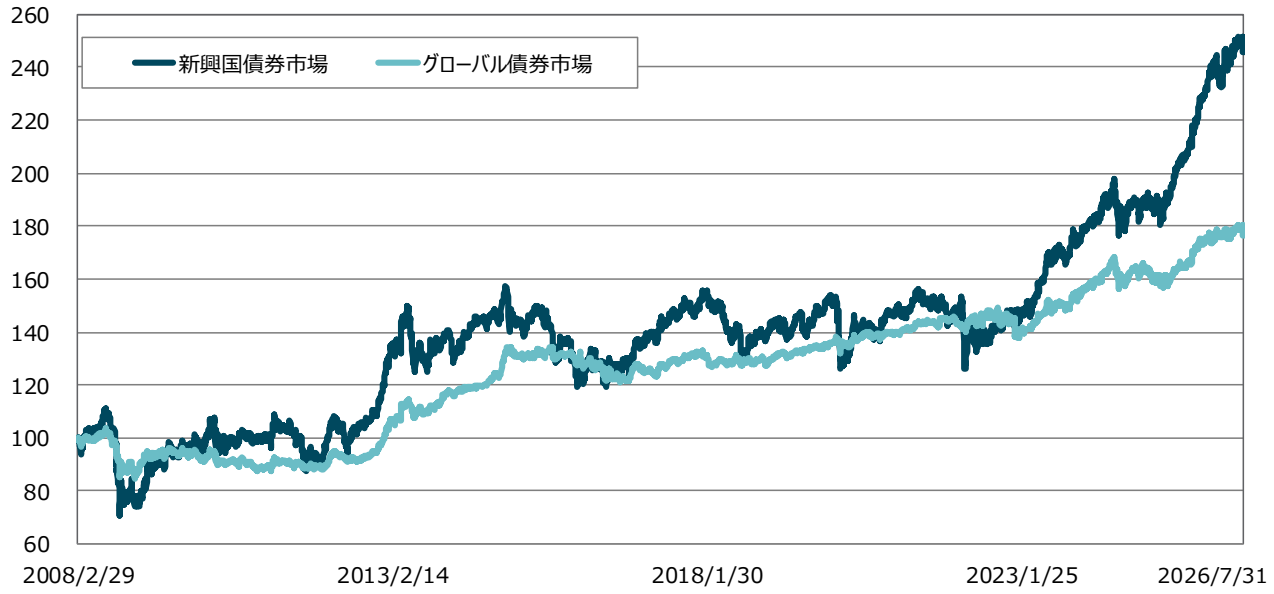

※新興国債券市場は、JPモルガンGBI－EM Diversified指数（円ベース）、グローバル債券市場は、ブルームバーグ・グローバル総合国債トータルリターン・インデックス バリュー・ヘッジなし（円ベース）を使用。 ※ファンドの設定日2008年2月29日を100として指数化。

出所：Bloomberg

 ※当資料最終頁に記載されているご留意事項等を必ずご覧下さい。

BNY | INVESTMENTS

コメント

市場環境

世界債券市場は、上旬から中旬にかけて中東情勢の緊迫化に伴う原油高やインフレ懸念などを背景に、金利は上昇しました。下旬は原油価格の落ち着きを受けて金利は低下した後、米欧の金融引き締め継続への警戒感や景気の底堅さを背景に再び上昇しました。ハイイールド債券市場は、前半は企業業績の底堅さが支えとなる一方、長期金利の上昇が重石となり横ばいで推移しました。後半は中東情勢の悪化や原油高を背景とした金利上昇などから下落しました。新興国債券市場は、上旬は中国の追加の景気刺激策への期待などから小幅に上昇しました。中旬は中東情勢の悪化に伴う原油高や米国の利上げ観測の高まりを受けて下落しました。下旬は米国の政策金利据え置きや中国当局による市場安定化策を背景にやや反発しました。

運用状況

マザーファンドのパフォーマンスはマイナスとなりました。債券要因については、下落した南アフリカを高めの配分としていたことなどがマイナス要因となりました。為替要因については、対円で下落したマレーシア・リンギットや南アフリカ・ランドを高めの配分としていたことなどがマイナス要因となりました。

今後の見通し

新興国の見通しについて、中国経済は、ハイテク製造業やAI関連製品、輸送関連製品を中心とする純輸出が成長をけん引するとみています。国内需要は持ち直しの兆しを示しており、不動産市場の下押し圧力も徐々に和らぐ中、財政政策と消費促進策が景気を下支えする見通しです。半導体製造や先端製造業などの新興分野は平均を上回る成長が期待されます。商品価格の上昇によるインフレ懸念は限定的で、基調的な物価上昇は低水準にとどまる見込みです。中国人民銀行は、経済全体を対象にした一律の利下げよりも、ハイテク産業、中小企業、不動産など、支援が必要な分野に的を絞った政策を優先すると考えられます。その他の新興国については、総じて国内経済の基礎条件は堅調であるものの、外部環境の影響には国ごとに差が生じるとみています。エネルギー輸出国は恩恵を受ける一方、輸入国は負担増に直面し、その影響はインフレ率、為替動向、経常収支などに表れる見込みです。また、エネルギー補助金を導入している国では、財政収支の悪化が懸念されます。多くの中央銀行には引き続き金融緩和の余地があるものの、エネルギー価格上昇を起因とするインフレ懸念から、一部では従来よりも引き締め寄りの姿勢が示される可能性があります。こうした環境においても、先進国に比べて新興国の利回りが相対的に高いことなどが、引き続き新興国債券市場にとってプラス要因になると考えます。運用においては、インフレ動向、経済減速、地政学リスク、加えて新興国各国の財政状況を注視しつつ、良好なファンダメンタルズを有する魅力的な投資先を選別しながらバランスの取れたポジション構築を目指してまいります。

※実質的な運用を行うマザーファンドに係わる説明です。

出所 ：インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー

投資リスク

基準価額の変動要因（主な投資リスク）

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。
当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク	債券・株式（先物取引を含みます。）の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、債券・株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
新興国への投資に伴うリスク	新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。また、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあり、また政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなることがあります。
為替変動リスク	為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。
金利変動リスク	債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
流動性リスクにかかる留意点	当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
収益分配金にかかる留意点	・収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 ・受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 ・収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払い後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。 ・ニューヨークの取引所の休場日 ・ニューヨークの銀行の休業日
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。 ※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの受付けを取消す場合があります。
信託期間	無期限（当初信託設定日：2008年2月29日）
繰上償還	純資産総額が10億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎年5月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。）を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に提供します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額×上限1.65%（税抜 1.5%） （手数料率は販売会社が定めます。） ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。	≪当該手数料を対価とする役務の内容≫ 販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用の総額＝信託財産の日々の純資産総額×年率1.815%（税抜 1.65%） 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。 運用管理費用の配分は、以下のとおりです。			
純資産総額	250億円未満の部分	250億円以上500億円未満の部分	500億円以上の部分	≪当該運用管理費用を対価とする役務の内容≫
委託会社	年率0.85%（税抜）	年率0.80%（税抜）	年率0.70%（税抜）	信託財産の運用指図（投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む）、法定開示書類の作成、基準価額の算出等
販売会社	年率0.75%（税抜）	年率0.80%（税抜）	年率0.90%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書(注)等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	年率0.05%（税抜）			信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
	（注）投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項および第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。			
その他費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用、信託財産の管理、運営にかかる費用（目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付、提供および提出にかかる費用等を含みます。日々の純資産総額に対して上限年率0.05%）は、日々費用として計上され、運用管理費用（信託報酬）支払いのときに信託財産より支払われます。また、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。 ◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税　金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分　配　時	所得税、復興特別所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税、復興特別所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は、2026年1月末現在のものです。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	**ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等）**
投資顧問会社	**インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー（注）（マザーファンドの運用指図権限の委託を受けての運用指図）**
受託会社	**三井住友信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理業務等）**
販売会社	**（募集・販売の取扱い等）販売会社のご照会先は下表をご参照下さい。**

（注）インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーは、ＢＮＹ傘下の運用会社グループであるインサイト・インベストメント・マネジメントの北米拠点です。

所在地：米国ニューヨーク

お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出下さい。

金融商品取引業者等の名称		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		

ご留意事項：●当資料は、ファンドの運用報告に関する資料としてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。●ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。●お申し込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。●市況動向、資金動向その他の要因等によっては、ファンドの特色に合致した運用ができない場合があります。

設定・運用は

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第406号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会